

令和7年 第11回

教育委員会定例会会議録

とき 令和7年12月23日

品川区教育委員会

令和7年第11回教育委員会定例会

日 時 令和7年12月23日(火)

開会：午後2時

閉会：午後3時18分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき  
教育長職務代理者 吉村 潔  
委 員 稲垣 百合恵  
委 員 濱松 誠  
委 員 吉原 幸子

出席理事者 教 育 次 長 米田 博  
庶 務 課 長 船木 秀樹  
学 務 課 長 石井 健太郎  
指 導 課 長 酒川 敬史  
教育総合支援センター長 丸谷 大輔  
教育施策推進担当課長 唐澤 好彦  
特別支援教育担当課長 新井 正康  
品川図書館長 三ッ橋 悦子  
学校施設担当課長 荒木 孝太  
統括指導主事 齊藤 隆光  
統括指導主事 石原 朋之

事務局職員 庶 務 係 長 安藤 尚之  
書 記 田島 希望

傍聴人数 なし

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を  
非公開とした。

## 次第

- 第70号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第71号議案 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第72号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第73号議案 学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第74号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第75号議案 学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 第76号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 報告事項1 事務局職員の任免等について（休職）
- 報告事項2 事務局職員の任免等について（休職）
- 報告事項3 学校給食における有機農産物等活用推進事業について
- 報告事項4 区立学校におけるいじめの重大事態の発生について
- 報告事項5 第3回市民科検討委員会の実施報告について
- その他 令和8年2月行事予定について

令和7年第11回教育委員会定例会

令和7年12月23日

【教育長】 ただいまから、令和7年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。  
署名委員に吉村教育長職務代理者、吉原委員を指名します。よろしくお願ひします。  
初めに、会議の持ち方についてですが、日程第2、報告事項1、事務局職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項2、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第70号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より、第70号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、御説明を申し上げます。

教育委員会資料1、PDF資料は2ページ目を御覧くださいませ。本条例の改正につきましては、7月22日の教育委員会において、1度御審議をいただいたところでございます。そのときは、国家公務員の扶養手当等の見直し等に対応した法制改正が令和7年4月1日付で行われたことに伴い、東京都の条例が6月13日に改正されたことを受け、区のほうの条例も改正を行ったところでございます。

今回は、介護補償の額に関する政令が8月1日にまた改正されたことに伴って、東京都の条例が10月17日に改正されたことを受け、今度の区議会第1回定例会に条例改正案を上程するために御審議いただくものでございます。

改めまして、学校医の身分について簡単に御説明させていただきます。区立学校の学校医は、非常勤職員という身分を有しております。医師会、歯科医師会、薬剤師会に登録をしている方から、区教委で規則で委嘱をしているものでございます。通常の地方公務員ですと、地方公務員災害補償法に基づいて補償が行われておりますけれども、公立学校の学校医につきましては、先ほど申し上げたとおり、別の国のほうの法律で補償の基準を定められており、それに基づいて自治体が条例で定めるというふうな形になっております。

したがって、この資料1の改正理由にありますとおり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令、そして、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせまして、本区の条例における補償内容等の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、資料2にございますとおり、介護補償の額を政令に定める介護補償の額に準じて改正するものです。常時介護を要する状態にある方につきましては、介

護費用の最高限度額を17万7,950円から18万6,050円へ。そして、随時介護を要するものにある方の介護費用の最高限度額を8万8,980円から、9万2,980円に改正するものでございます。新旧対照表は、PDFの資料ですと5ページ目と6ページ目でございますとおりの改正となっております。施行期日は公布の日からとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第70号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第71号議案、学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第1、第72号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思っております。

では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、第71号議案、学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、及び第72号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

令和7年11月28日に公布いたしました、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例におきまして、義務教育等教員特別手当に係る改正が行われることに伴い、関連規則の改正を行います。

具体的な内容としましては、義務教育等教員特別手当について、学校、幼稚園、それぞれに校務類型を規定します。加えて、学校教育職員については、学級を担任する業務を担う場合に3,000円、学級を担任する業務を補佐——いわゆる副担任でございますけれども、これを担う場合に1,000円、複数の者で学級を担任する業務を担う場合に2,000円を、それぞれ新たに加算いたします。この規則は、令和8年1月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 説明ありがとうございます。この副担任というのは、中学校は通常どの中学校も副担任というのはいらっしゃると思うんですけども、小学校については、副担任を学校として置いている場合と、置いていない場合があると思うんですけども、

小学校の扱いというのはどういうふうにするんですか。これからは、全部副担任を設けるということになるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今のところ、全ての学校、学級において副担任を設けるということではないんですけれども、設ける場合にということだと思います。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 そうしたら、お金をもらえるから、ともかく設けたほうが良いということになるわけですね。しかも、1月1日からだから、来年度からはどの学校も副担任を置きなさい、置いたほうが良いですよ、そういう話になるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今後、これをアナウンスしていったところで、どのような反応があるかということかと思っておりますけれども、今のところはそのような可能性もあるというふうに考えているところでございます。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 すみません、ありがとうございます。ちょっと見逃している部分があったら、すみません、専門的なところもあると思うので。この校務類型で加算ということだと思っておりますけれども、例えば生徒指導とか、部活動指導みたいなのところについての、この特別手当みたいなものというのは、今回の件で何か変わるんでしょうか、それとも何も変わらないんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今おっしゃった点については、今までと変わりはないということでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。頑張っている先生方の給与もできるだけ上げる、しかも民間もこれだけ上がっていますから重要だと思うんですけれども、まさに今、皆さんが恐らく検討されるべきであろう、今言ったようなところも、提案として同時にそこを何らかの形で上げる努力を、皆さんには期待したいなと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにございますか。よろしいですか。

では、第71号議案、第72号議案について、それぞれ採決をしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。まず第71号議案、学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第72号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第73号議案、学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第1、第74号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思います。

では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、第73号議案、学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則及び第74号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

教員特殊業務手当のうち、学校または幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務について、支給対象となる業務の程度及び支給額の改定を行います。

業務の程度については、週休日、休日及び代休日の場合、従来、終日に及ぶ程度であったところ、半日程度（日中4時間以上）に、その他の日である場合、従来、正規の勤務時間に引き続き午後11時まで、または、午前2時から午前8時までであったところ、正規の勤務時間に引き続き午後9時まで、または午前4時から午前8時までに、要件を緩和します。

また、支給額について、児童・生徒（幼児）の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したとき、及び児童・生徒（幼児）の緊急の補導業務に従事したときの支給額を、従来の日額7,500円から8,000円に、それぞれ引き上げます。この規則は、令和8年1月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

では、第73号議案、第74号議案について、それぞれ採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。第73号議案、学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第74号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第75号議案、学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 第75号議案、学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正す

る規則について、説明いたします。令和7年11月28日に公布いたしました、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例において、教職調整額に係る改正が行われたことに伴い、関連規則の改正を行います。

具体的な内容につきましては、大学院派遣研修等の長期研修受講者について、教職調整額の支給割合を通常の4%ではなく、2%に減ずる規定を置いていたところ、改正後は本則と同様の扱いとするため、当該規定を削除し、4%の支給とするといったものでございます。本規則は令和8年1月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。教育者、教える方が引き続き学び続けるというのはすごく大事なことなので、減額というのではなくても、今回みたいなことは後押しすべきだということで、何か類似のものがないのか、逆にそれを調べてほしい、それをなくしてほしいと思います。

その上で、1点、2点質問なんですけれども、1点目が、例えば今年度、あるいは前年度、昨年度でもいいんですけれども、そもそも何人ぐらい、これが対象になるのかというのを教えてもらっていいですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 対象は全教員ですけれども、品川区のほうでは、現在、大学院派遣研修等に出ている者については、2名、3名となります。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。ここでの議論ではないと思いつつも、もっともっと他者や外部研修というのを増やしたほうがいいと。また違うところで議論できればいいと思います。

もう一個は、ちょっとずれてごめんなさい、後でもいいです。その二、三名の方、これまで大体二、三名とか、四、五名とか、年度ごとに続いていると思うんですけれども、その方々が、これって結局、この議案というのは、本質的には学びの人を応援する、後押しするということだと思うんです。ということは、その学んだ方が、教育長や、区長や、上長の方々にしっかり、公金ですから、いわゆる学びの成果というものを還元するべきだと思うんですけれども、それについては、今どういうふうになっていますか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 これについては、まず学んだことを、通常の学生と同じように研究を行った上で、大学のほうに報告いたします。大学のほうの研究結果として報告がなされると、大学に派遣になっておりますけども、学校のほうに定期的に来て、その成果を還元する。授業等々をして、機会がございますので、そういった形での還元を行っている。教育委員会に何らか、また、区に何らかの還元があるといった状態ではないと。

【濱松委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにはございますか。すみません、私から1点、確認です。先ほどおっしゃった三、四人というのは、品川区の学校に在籍する教員の中で三、四人なのか、それとも、これは固有教員の規則なので、その中で三、四人なのか、その辺を教えてください。

指導課長。

【指導課長】 先ほど私が申し上げたのは、品川区立学校に在籍する教員も合わせた状況ですが、今回のこの改正については、東京都の改正に伴って、区の固有教員もということですが、現在、区の固有教員で大学院派遣研修に行っている者はいないといった状況です。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。では、学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第75号議案、学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。給料の調整額は、特別支援学級の授業を担当する教育職員を対象に、毎月定額で支給されるものになります。令和8年1月から、管理職への加算措置が実施されることに伴い、給料月額にひもづいて設定されている給料の調整額の引上げを行います。

具体的な内容につきましては、学校教育職員の給料の調整額について、特別支援学級の授業を担当する5級職の場合、1万2,600円から1万2,700円に、6級職の場合、1万3,600円から1万3,800円に、それぞれ引き上げます。ちなみに5級職というのは、副校長相当、6級職は校長相当になります。

この規則は、令和8年1月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。よろしいですか。

学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、報告事項3、学校給食における有機農産物等活用推進事業について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私から、学校給食における有機農産物等活用推進事業について、御報告をいたします。9月16日の教育委員会臨時会におきまして、年度当初からの経過及び9月から有機野菜の試行実施をするということで、御説明をさせていただきました。9月から12月の試行実施の状況などを踏まえまして、1月からの方向性について御報告させていただくものでございます。

資料につきましては、教育委員会資料10、PDFで35ページになりますけれども、そちらを御覧くださいませ。これまで試行実施後の経過等につきましては、9月にまず試行実施ということで開始いたしました。全区立学校におきまして、最低3日間、1品目以上、実際の給食で使用し、野菜の規格ですとか、調理時の課題など、そういったものを抽出して、フィードバックを行ったものでございます。

10月から11月につきましては、指定品目を設定するというので、全区立学校で統一的使用することを取り組む品目として、ジャガイモを設定いたしました。ジャガイモにつきましては、原則有機農産物等を学校給食で使用しているところでございます。なお、それ以外の品目につきましては、各校の状況に応じて任意に取り組んでいくというふうな形で進めてまいりました。

12月、指定品目としてニンジンを追加しております。それ以外の品目につきましては、引き続き、各校の状況に応じて任意に組むというふうなことで進めてまいりました。来月1月以降は、原則有機農産物等とする野菜の設定におきまして、これまでの状況を踏まえて、ジャガイモ、ニンジンを設定した上で、全区立学校で原則有機農産物等を活用していくというふうなことで、進めていきたいというふうに考えております。

なお、これは全体としての原理原則なんですけれども、有機農産物等というふうな場合につきましては、有機農産物と、あと特別栽培農作物、そして献立の内容、調理工程などの事情により、有機農産物等を活用することが著しく困難と判断される日につきましては、その使用については強制はしないというふうな形で進めているところでございます。

今後の展開ですけれども、学校現場や、事務局ともに過度な負担とならないような形で課題の整理を行っていただきます。なお、主要品目の1つであるタマネギやモヤシ、こちら、ニンジンと、ジャガイモと、タマネギと、モヤシで、使用する野菜の大体6割程度を占めるものでございますけれども、こちらが指定品目に加えられるかどうか、これは引き続き、また事業者と調整を行った上で進めていきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。順次、試行してきたということなんですけれども、具体的に事務局とか、あるいは学校の負担というのは、例えばどういうことが負担になるのかというのが1つ。

これ、給食費、公費ですけれども、有機農産物を使うことによって、公費に影響する、予算に影響するということはあるのかどうか、それもお聞きしたいです。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 調理工程については、負担が大きい部分がありました。今回、ジャガイモをやっていたんですけれども、例えばジャガイモというのは、大きさが様々だったり

するんですけれども、大きさ以外に、形も結構大きな要素を占めます。これまでは、大体丸い形のジャガイモで、機械で皮を剥いていたんですけれども、例えばメークインのような細長い品種が入ると、機械に入らないために、手剥きをしなければならないということで、ジャガイモについては、そういった品種も含めて有機にしていかなければならないだろうといったことが、この間課題として出てきました。

調理時間については、一定程度かかってしまうので、品種は絞っていかないと、給食の時間にも影響してくるだろうなというふうなところが、今大きな課題として出ております。

予算面につきましては、大体この間、有機野菜と、あと慣行品の比較を行った上で、差額を各学校に支給をしているところでございます。やはり、有機野菜のほうが慣行品よりは一定程度高いなというふうな印象がありますので、それは予算への影響が出てくるなというふうに思っております。

なお、令和7年度、この試行実施も含めた実施状況においては、当初予算に2,800万円を計上しているんですけれども、この2,800万の範囲内で実施が可能であるというふうに見積もっております。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。よく分かりました。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。この有機の件というのは、やっぱり森澤さんが発せられたものの中で、いわゆる少し炎上というか、注目されたものでそれは事実です。まず、意見として、いいところも、悪いところも、しっかりあぶり出して、これはやってみて、効果検証をする。

先ほど吉村さんが言われたように、現場の負担が大きかったけれども、それを上回るよさがあったりとか、品川区として、ウエルビーイングとして必要だということを、森澤さんや、伊崎教育長や、皆さんのほうで、もちろん学校現場のほうでも、しっかりやってくることが大切だと考えます。

その上で、今回のこの有機のKPI、効果みたいなところというのは、そもそもどこに置かれているんですしたっけ。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 品川区単独で、このKPI設定するということはしておりません。ただ、国のほうでは、みどりの食料システム戦略というものを農水省が定めているんですけれども、こういったところで、有期農産物の作付面積を今以上に増やしていくというふうなところで設定している部分があります。

そういう意味では、消費者としての品川区というものがありますので、国の戦略を後押ししていくというふうな形で、現在も進めているところでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。KPIの設定は難しいので、なかったら仮説として作ればいいし、なかったらないで、また新しい効果を自分たちの中で仮説を持ってつくるべきだと思います。

例えば、後づけと仮に言われようが、有機でおいしくて、健康的と言えるのか、言えないのか。いろいろな論争があるので、難しいところはありますけれども。ならば、市民科

や、探求の授業等で、これもよく言われる、手あかが付いているかもしれませんが、日本は食というのがかなり大きな観光の要素でもあって、もちろん生産者の方々にも尊敬の念がある国の1つですから、なので、そこに足を運んでいくとか、オンラインでつなげるだとか。

何か、そういったものをより強化しましたとか、より、こういうものを1回でもいいから追加してみましたとか、よく言われる食育みたいなものをしていくというのはやり方としてあると思います。予算もかかるものもあれば、かからないものもあると思うんですけども、せっかく食べるものなんだから、授業で、あるいは生きる上で、何かに行かせれば良いと思うんです。その辺りの工夫など考えられているものはありますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 食を通じたこういったものに関しては、例えば、福井県坂井市さんが、毎年、品川区専用の田んぼから取れたお米で、それを授業にしてくださったりとか、あとは、千葉県の多古町さんが、そういったものを使って、教材としてやってくれる部分もあると思います。

まだまだ、この事業自身が未知数な部分がありますけれども、有機農産物を使った給食を食べることが、一定程度定着した暁には、そういった部分にも目が向くのではないかなというふうには思っております。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。予算は基本的に2,800万円取っているという事実があります。つまり、予算は増えています。でも、生徒たち、子どもたちにとってどのようなことをやっていくのが良いかという考え方についてはいろいろあると思いますけれども、私はそれはしっかり検証していけば良いと思います。

繰り返しますけれども、有機って何だろうとか、その人たちのつくっている思いって何なんだろうというのを、改めて、こういう時代だからこそAIとか、デジタルと言われる時代だからこそ、そっちの自然というか、ネイチャー、ナチュラルのほうにもしっかりと品川区はウエルビーイングの概念を。品川区長の森澤さんもおっしゃったと思うので、それについてはやってほしいという思いは強く、市民科も含めてやってほしいと考えます。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。少し重複するかなというところもあるんですけども、これまでに現場の声で、今、大変だというお話はあったんですけども、逆にプラスの感想とか、食べておいしくなったとか、あとは、子どもたちに少しそういうSDGs的な知識というか、気持ちが芽生えたとか、そういうものがもしあったら、少し教えていただきたいなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 学務課長。この有機野菜をやるときに、現場の反応なんですけれども、結構様々なものがありました。例えば昔から、有機野菜をもう既に取り入れていたりとか、野菜なんかは泥が付いて当たり前で、ゴボウなんかは当たり前だというふうな、そういうふうな感覚でやっている調理現場と、そうではない調理現場、反応が様々でした。

慣れているところは、有機野菜を導入することにさほど抵抗感はないんですけども、一方で、洗浄されている、規格が常にそろっている、そういったものが入ってくるのが当たり前にあるような調理現場というのは、当初はすごく抵抗感が大きかったなということでした。今回、そういう意味では、返ってくる反応の様々さというのは、私も非常に勉強になったところでございます。

マイナスの反応については、そもそもこの導入について、未知数であったということに対する反応がほとんどだったんですけども、まず、そういう意味で、プラスの反応が、直接私のところに返ってきているわけではないんですけども、そのままやってみて、これまでと同じような形で自分たちはやってきたんだというふうな御意見は、いただいております。

**【稲垣委員】** ありがとうございます。導入が決定されて、スケジュールにのっとって進んでいくのは分かるんですけども、これを入れたことによって、負担がこれだけ増えた。じゃあ、有機野菜を使うことを推進していくのは、本当に給食に導入することが最適なのかということも含めて、1年後、9月に開始しているの、来年の9月なのか、年度末なのかは分かりませんが、1回ちゃんと検証しながら、本当にこのまま進めていくべきなのかどうかは、現場と相談しながらぜひ考えてほしいなと思います。

以上です。

**【教育長】** 吉原委員。

**【吉原委員】** 聞き漏らしているかもしれないんですが、一応9月から導入を始められて、順次、いろいろと食材を加えたり、また検証を加えながら進めていく事業だと思っておりますけども、将来的なビジョンとしては、大体何年ぐらいでこれを置き換えていくとか、どれぐらいで一応完成形に持っていくとか、そういった予定があったら、教えてください。

**【教育長】** 学務課長。

**【学務課長】** 有機野菜自体が、市場の中で占める割合というのは0.6%と、非常に少ないものであります。なので、本当に有機野菜そのものが日本の中でどれだけ普及していくのかというのは、すごく果てしない構想になってくるなというふうに思っております。

そういう意味では、今のところ何かゴール設定を置いて、いついつまでにこれをどうするというようなビジョンを持っているわけではないんですけども、まず足元から着実に進めていくというふうなことを念頭に置いているというのが現状です。

**【吉原委員】** そうしますと、取りあえずそこに書いてあるジャガイモ、ニンジン、この手に入りやすいような食材から始めて、例えば有機の薬物とか、そういったものが登場するのは、もっとずっと先になるかもということなんでしょうか。

**【教育長】** 学務課長。

**【学務課長】** 9月の時期に、1回、薬物とかも試してはみたんですけども、結構欠品率が大きかったところですよ。ジャガイモとニンジンというのは、多くの農家さんで有機野菜を作っていることがありますので、調達はしやすかったんですけども。そういう意味では、調達のしやすさがより出てきたら、薬物についてもシェアは入ってくると思いますし、先ほど稲垣委員もおっしゃいましたけれども、学校給食に導入することの是非も含めての検証とか、そういった作業も踏まえて、いろいろと検討していくことになるのかなというふうに考えてございます。

【教育長】 いいですか。ほかには、よろしいでしょうか。

では、学校給食における有機農産物等活用推進事業については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項4、区立学校におけるいじめの重大事態の発生について。本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生につきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より、説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項5、第3回市民科検討委員会の実施報告について、説明をお願いします。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 資料の60ページを御覧ください。第3回市民科検討委員会の報告となっております。令和7年12月2日、実施した内容について記載させていただいております。

今回、第3回では、報告としては児童・生徒、教師調査について、市民科の理念・目標の改訂、資質・能力の整理について。第2回で協議した内容について、改めて事務局で修正した内容の報告を行いました。

また、その後、協議として、これからの市民科について、各委員よりそれぞれの視点から御意見等をいただいたところでございます。

各委員の意見につきましては、次ページ、61ページからとなっております。まず、報告内容につきましては、今後の調査の集約や分析について、御意見をいただいたところでございます。

協議内容につきましては、委員長より、現在の国の教育課程の基準等の改訂の方向性や在り方について、お話をいただいたところでございます。そちらにつきましても、この記録のほうに記載させていただいております。

その後、各委員より、それぞれの立場から御意見を伺っております。主な内容といたしましては、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合した教科として、市民科をどのように進めていくか。探究的な学習をはじめ、学校内やコミュニティ・スクールとの連携、地域、家庭との連携をどのように進めていくのかなど、様々な視点から御意見をいただいております。

今後につきましては、現在の各校の実施状況等を確認しながら、改めて今後の市民科の

在り方、考え方等について、示していけるようにいたします。

次回、第4回市民科調査研究会は、令和8年3月11日、水曜日の予定です。現在、実施集約しております児童・生徒、教師調査についての結果の報告等を行う予定となっております。

報告は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。改めて、この委員会なんですけれども、この委員会は、今お話があったように、今後の市民科について、いろいろな視点でいろいろ御意見をいただいて、最終的には、この委員会としての報告は、今後の市民科についての方向性の提言みたいなものになるのでしょうか。

その提言を受けて、具体的にこれからの市民科をどうするかというのは、また別途そういう委員会が区内にできて、それをそこでやっていくと、まずそういう見通しというか、それを改めて教えていただきたいんですけども。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 第1回目の報告について、これからの市民科についてということで、A3ペーパーも出しております。今現在、市民科の今後の在り方につきましては、調査研究会、学校の先生方が委員に入っておりますが、そこ事務局とで調整をしながら、例えば、次年度の研修につきましては、第2回の検討委員会で報告させていただいたんですけども、こうした内容をやりますというものが決まったときに、検討委員会に上げて、そこで検討委員会に御意見をいただきながら、ある程度すぐ実施できるものを決めて、実施したり、今後の市民科の在り方につきましても、事務局案を検討委員会で諮りながら、そこで決定していくというような形で、今進めているところでございます。

【教育長】 吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。そうすると、この件、検討委員会と並行して、事務局、あるいは、そこに学校の先生たちも入って、これからの市民科の具体的なことについては検討を並行してやっている。その具体的な中身も、折を見てこの市民科検討委員会のほうに上げてきて、そこでまたいろいろ御意見をもらったり、そんな手順でやっているというふうに認識、理解をしました。それで大丈夫かどうかということが1つ。

例えば、先週、伊藤学園の研究発表会では大変勉強させていただいたんですけども、あそこでいわゆる一貫プランについて、「いとたん」という、伊藤学園の独自の名称で提案があったと思うんですけども、ああいう区の研究発表会で公開されたものについても、当然、この検討委員会もさることながら、これからの具体的なことを決めている会の中でも話題にさせていただきたいと思っています。

少なくとも、あの「いとたん」のようなものについては、義務教育学校は6校あるので、これはすぐにでも参考にできる内容だと思うんですよね。そうすると、そういう具体的な検討会もやりつつ、せっかくの区の研究発表会なので、あれは広く区内に広報というか、伝えて、まねできるところはどんどんまねしていく。まねをしていきながら、学校独自の部分を入れていく。そういうようなことをやっていくといいんじゃないかなと、この間、

研究発表会を見てそう感じたところなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 まず、調査研究会、事務局で作成したものを検討委員会に諮って決めていくという流れについては、そのような形で我々も考えております。

2つ目の伊藤学園の研究発表会の取組ですけれども、調査研究会にも学校の先生方は入っていますので、その場でも話題にはなっております。また、伊藤学園の研究発表自体、昨年度から探究的な学習の研究等を行っておりますので、次年度の教育課程の説明会を行ったところですが、そうした内容に触れながら、全ての学校で探究的な学習を推進できるような形で、今、教育委員会としても示しているところでございます。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。市民科のこの委員会のディスカッションというのは、非常に有意義だと思います。ただし、会議のための会議になってはいけなくて、吉村さんと少し重複するところもあるかもしれませんが、数か月後や、数年後のためのものもあれば、今からというか、大体、仮説として、皆さんや我々の中でも議論していること、あるいはこの先生方がおっしゃっていることの中で示唆がいっぱいありますよねと。

そういったことも、できるところから手を打っていかないといけませんし、教育長、区長を含めて予算取りをしていかないといけないと思います。具体的には、今回、委員の方々のこういう資料を出していただいたのは、すごくありがたくて。何でありたいかというところ、この間の総合教育会議でもあった、私も僭越ながら申し上げましたけれども、市民科のみならず、この地域の結局教育となったときに、地域の人たちとの関わり、あるいは地域の人たちが関わりたいなと思うとき、それはコーディネーターとか、市民科の探求で、校長先生が電話したりとか、ちょっと助けてくれよみたいなことも含めて、結局属人的になっていると。

なので、そこを本当にどうしていくかというのは、お金があるからこそなのか、いや、都市部だからこそ、そういう地縁というのはあまりないのではないかと。そこは学区によっても違うかもしれませんが、そこを同時並行でギアを上げてやらないといけないなと思うところが1点目。これは、後でどう思うか聞きたいです、指導課とも関わってくださいますし。

もう一つが、この委員の中からも3名ほど言われていますし、私も、結局、品川区長、教育長が言われているところに幾つかある中の、最も大きなコンセプトというか、強い芯の1つはウエルビーイングなんです。しかも、他区もやっていない。差別化の要素を強めることが教育としていいのか、どうなのか問題はあっても、ウエルビーイングと言っているんです。

委員の人たちも言っています。となると、ウエルビーイング指標、あるいは調査、いろいろなあれはありましたけれども、そのウエルビーイングのところを、一旦調査というものをやってみてはどうかというのがありながらも、地域の話とウエルビーイングを、もっと教職員だったり、子どもだったり、いや、それは調査だけでいいんですかとか。さらに、アドバンス、アップデート、その先ということをやっていく。

それが市民科が1つのコアなんだけれども、市民科1つで全部変わるものではない。結局は、特に教育総合支援センターのこの2つがメインになってくるなと思うんです。今、ごめんなさい、2つ、ここが大きいんだなと、このペーパーを見て思いました。となったときに、その辺り、唐澤さんとしてどう思われているかと、スケジュールや、その広がり、地域、ウエルビーイング、もちろん、そのほかにも柔軟性のあるいろいろなカリキュラムづくりとかもあると思うんですけれども、その辺りどう思われているか聞きたいです。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 今、検討委員会で話している内容につきましても、おっしゃるとおり、例えば探究的な学習であったり、先生方への研修であったり、または教育課程を作成するに当たって、先生方、学校の共通認識、そうしたものというのは、改訂を待つまでもなく、今進めているところですので、教育課程の説明会や、推進教師向けの研修が先日あったところですが、そこでも、ここでの話を生かしながら、教育委員会で資料を作って示しているところなので、まずは進められるところは進めていくことが1つの話になります。

また、これからに向けては、教育委員会としても調査研究会で話した内容は、ある程度、この検討委員会で示して、ディスカッションしてもらっています。ただ、国の学習指導要領の流れも今できている中で、論点整理や、各教科のワーキンググループの話がありますので、そこともずれ過ぎてもいけないという検討委員会の中の話があります。ですので、先生方にとって分かりやすい、あまりダブルスタンダードにならないような形でやっていきますので、大枠は話しながらも、細かい話というのは先、もう少し時間をかけながらやっていくような形になるのかなと思っています。

その中でウエルビーイングという言葉は、実は今、国の学習指導要領の改定に向けても入っていている言葉なので、子どもたちや先生方にとって大切な視点でありますので、その動向を注視しながら、品川区としても、そこをうまく示せるような形で今進めているところという形で、認識しているところです。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

地域のところ、ここって地域連携課というのがあるわけじゃないので、私は僭越ながら、これも総合教育会議で申し上げましたけれども、皆さん、地域と関わると。何でかといったら、地域の中にある区立の学校なんだからという話なんです。しかも、公立です。その中で、地域のところとの関わりとなったときに、いつも人がいない。じゃあ、平日のいわゆるオフィスアワーと言われる、この9時から5時、10時から4時ぐらいのところって、ビジネスパーソンだとか、そういう人たちは参加できるんですかと。

別に、そういう人が参加することが是ではなくて、多様な人たちに参加いただくということ、これは私だけではなくて、委員だけではなくて、数年間どころか、恐らくずっと言われていることだと思います。恐らく親としてもそうですし、できているところと、結局できていないところがありますと。

なので、そこをプラットフォームづくりというか、渋谷みたいなのは、そこを官民連携でやるとかってやっていますし、教育長が鳴り物入りで民間から来たところとか、前の戸ヶ崎さんみたいな人がいれば、ごりっとやるんだとやっていますけれども、全員が全

員そんなことではないと思いますから。この地域のところって、本当に真剣に考えないと、そこまでお金をつければいいやという話でもありませんと。

一方で、ある種のサポートがないということも、委員の方、何名か言っておられたと。質問としてはいろいろあるんですけども、地域というものについての課題意識や、それに対するサポートみたいなのところって、どのようにすればいいと思いますか。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 地域のほうは、今回出した資料でも、地域の方から様々な意見をいただいているところです。もちろん、学校ごとであったり、地域ごとというところはあると思うんですけども、今、探究的な学習を進めていく中でも、学校のほうで模索しながら様々な探究課題を持ちながらやっています。

その中では、商店街との連携であったり、つながりを学校やコーディネーターを巻き込みながらしているところもありますので、まずは、それぞれの学校の教育活動をうまく展開できるような支援という形で、我々も考えていければいいのではないかなと思っています。

ただ、学校だけで考えていくと、逆に地域の方から、説明責任とか、情報共有というところもありますので、丁寧にとというのは、支援もそうですけれども、学校、地域、それぞれの関わりがうまく進んでいくように、改定までもう少し時間がありますので、この数年の中で、そこがうまく回っていくような形で、学校を支援していきたいというような形で考えています。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにはございますか。

では、第3回市民科検討委員会の実施報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他、令和8年2月行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から令和8年2月の行事予定について説明いたします。資料13をお願いいたします。2月につきましては、2月の10日、火曜日、14時から教育委員会定例会を予定しておりますので、御予定につきましてよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。では、令和8年2月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

続いて、非公開の会議を開きます。

— 了 —